

# ほけんだより

令和2年4月6日  
せらにし小学校



入学、進級おめでとうございます。いつもとは違う新年度の始まり。「がんばるぞ!」と張り切っている人、学校で友だちに会える喜びを感じている人、久しぶりの学校に緊張している人もいます。新型コロナウイルスの予防をしながら、充実した学校生活を送りましょう。今年度より、みなさんの心と体が健やかに成長していけるように、保健室から精一杯サポートしていきます、よろしくお願ひします。



## 健康診断が始まります!

| 日にち      | 項目        | 対象                 |
|----------|-----------|--------------------|
| 4月17日(金) | 身体計測      | 全学年                |
|          | 視力検査・聴力検査 | 2~6年<br>(1年生は後日実施) |
| 5月20日(水) | 内科健診      | 1~3年               |
| 5月28日(木) | 心電図検査     | 1・4年、<br>経過観察者     |
| 5月28日(木) | 内科健診      | 4~6年               |
| 6月5日(金)  | 眼科健診      | 全学年                |
| 6月25日(木) | 歯科検診      | 全学年                |
| 6月25日(木) | 尿検査       | 全学年                |
| 26日(金)   |           |                    |

健康診断は、安心して元気に学校生活を送るために必要な、とても大切な行事です。

検査がある日は、できるだけ休まないで受診してください。また、体育着など、必要なものを忘れないようにしましょう。

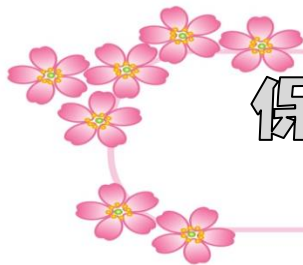
### お世話になる学校医の先生です



- 学校医 岸 直彦 先生
- 歯科医 宮本 修司 先生
- 眼科医 藤原 紀男 先生
- 耳鼻科医 上田 勉 先生
- 学校薬剤師 松尾 真幸 先生

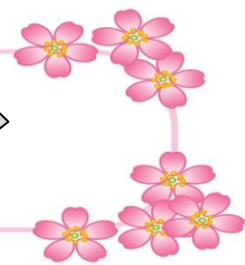
★ 健診・検査の結果は、終わり次第お知らせいたします。詳しい検査や治療が必要な場合は、できるだけ早く受診してください。

★ 学校の定期健康診断では、治療や詳しい検査が必要な人に加え、病気や異常の疑いがある人にもお知らせをしていますので、医療機関では「異常なし」と診断されることもあります。ご理解いただきますようお願いいたします。



# 保護者のみなさまへ

## 保健室からのお願い



朝起きたときから体調が悪い場合には、無理をして登校させると悪化する恐れがあります。できるだけ、ご家庭でも朝の健康状態を確認していただき、不調を訴える場合は病院で受診するなどして様子をご覧ください。また、早寝早起きを心がけ、バランスのよい朝食をしっかりと摂ってから登校させていただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。

### <欠席・遅刻・早退するとき>

欠席や遅刻をする場合は、必ず朝のうちにご連絡をください。児童の安全を守るため、また、感染症が発生した場合、いち早く対策を立てる必要があるためです。よろしくお願いたします。

【せらにし小学校 TEL 37-1019】

### <出席停止について>

感染症にかかった場合、「出席停止」扱いになります。感染が広がる恐れがあるため登校してはいけません。病院で受診した結果、感染症と診断された場合には、速やかに学校へ報告してください。医師の指示に従い、治療に専念してください。

完治した後再び登校するときには、(町内)「学校感染症等治癒証明書兼インフルエンザ様疾患受診証明書」を医師に証明してもらい、学校に提出する必要があります。

町外の病院を受診された場合は、(町外)「学校感染症等治癒報告書」に保護者が記入して、治癒の診断を受けたときの領収書のコピーを添付して提出してください。

【出席停止となる感染症例】

インフルエンザ ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱  
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 百日咳 など

### <学校の管理下でのけが等で病院受診をする場合の手続きについて>

- ① 医療機関窓口において、学校でのけがであることを伝え、「児童医療費受給者証」や「ひとり親家庭等医療費受給者証」等の福祉医療制度は使用せず、保険診療の3割分をお支払いください。
- ② すみやかに学校（担任または保健室 吉門）に、受診したことを連絡してください。
- ③ 学校で「日本スポーツ振興センター災害給付金制度」の申請手続きを行います。（手続きに必要な書類「けがの状況調査」を保護者の方に記入していただきます。）
- ④ 「日本スポーツ振興センター」の審査を経て、町教育委員会を通じ、保護者に見舞金を含む医療費総額の4割分の給付金が支給されます。（支払いは、申請後3～4か月後になります。）

※ 学校の管理下でのけが等で「児童医療費受給者証」や「ひとり親家庭等医療費受給者証」等の福祉医療制度を使用した場合には、日本スポーツ振興センターから給付金が支給された後に、福祉医療使用分を町へ返還していただくことになります。

※ 医療費の3割の自己負担額が1,500円未満の場合は、災害給付金制度の対象になりません。（自己負担になりますので、「児童医療費受給者証」等を使用しないでください。）

支払いの際に確認していただくようお願いいたします。